優良産廃処理業者認定制度・「さんぱいくん」の情報の公表に関するQ&A

目次(クリックで各項目へ移動)

Q1	優良産廃処理業者認定制度とは、どのような制度ですか?
Q2	産業廃棄物処理業者が、本制度に取組むときに参考にすべき資料はありますか?1
Q3	産業廃棄物処理業者が優良認定を受けるには、どうしたらよいですか?2
Q4	収集運搬、特別管理収集運搬の許可を持っていますが、申請はそれぞれ必要でしょうか2
Q5	基準の一つである「事業の透明性」では、情報の公表をどのような媒体で行えばよいので
しょうか?	
Q6	「さんぱいくん」に情報を載せるのは無料ですか?どのように手続きをしたらよいですか?
	3
Q7	情報公表する内容は、具体的にはどのようなものにしたらよいですか?3
Q8	さんぱいくんの操作マニュアルはありますか?貼り付けた画像ファイルを差替える手順
は?	3
Q9	許可証の写しを公表して、悪用されないのでしょうか?
Q10	許可証の写しが何十枚もあるのですが、ファイルサイズは上限容量いくつですか? 4
Q11	低公害車の定義は何ですか?
Q12	財務諸表は何を公表したらよいのですか?5
Q13	環境配慮の取り組みにおける認証の取得範囲について教えてください5
Q14	「さんぱいくん」に公表した情報は、自社のホームページから表示(リンク)させることはでき
ますか?	

- Q1 優良産廃処理業者認定制度とは、どのような制度ですか?
- A1 優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力と実績を 有する者として、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、 都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

環境省より制度を紹介する資料が出ています(いずれも環境省ホームページ)。

- ・処理業者向けリーフレット(クリックで表示)
- ・排出事業者向けパンフレット(クリックで表示)
- ・処理業者と排出事業者を対象としたビデオ(クリックで再生:12分)
- Q2 産業廃棄物処理業者が、本制度に取組むときに参考にすべき資料はありますか?
- A2 環境省産業廃棄物課より本制度の運用マニュアルが発行されています(平成 27 年 3 月 改訂)。取組むときは必ずお読みください(クリックで表示:産廃情報ネット、)。運用マニュ アルは審査する自治体も活用しています。あわせて、本マニュアルの Q&A も作成されて

いるので、一読してください(クリックで表示:産廃情報ネット、いずれも保存・印刷が可能)。

目次へ

- Q3 産業廃棄物処理業者が優良認定を受けるには、どうしたらよいですか?
- A3 A1 にあるように、優れた能力と実績を有する者の基準(優良基準)に適合することが必要となります。

原則、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、あわせて優良基準に適合してい る旨の認定等の申請を行いますが、平成23年4月1日以降に1回許可更新をした者 は、1回に限り、その許可期限前に前倒しで許可更新をすることができます(環境省通 知を<u>クリックで表示</u>:環境省ホームページ)。

申請は、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可を受けた都道府県・政令 市に対し、必要書類を提出して行います。申請方法の詳細については、<u>運用マニュアル</u> 76ページ「4. 優良認定・優良確認の申請」を参照してください。

目次へ

- Q4 収集運搬、特別管理収集運搬の許可を持っていますが、申請はそれぞれ必要でしょうか A4 認定は許可証ごとに行われるため、それぞれ申請が必要です。
- Q5 基準の一つである「事業の透明性」では、情報の公表をどのような媒体で行えばよいの でしょうか?
- A5 情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされています。「インター ネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理 業者自らが開設したホームページを利用する方法等が想定されます。一方、パンフレッ トや広報誌など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは 認められません。

産廃情報ネットの場合は、トップページ右上にあるアイコン「さんぱいくん」(産廃情報ネット内で処理業者が情報を公表するページ;産廃処理業者検索システム)にデータを登録し公表するものですが、全国から多くの排出事業者が検索・閲覧されています。したがって、排出事業者に探してもらい、情報を比較し選ばれるためには、「さんぱいくん」で情報を公表し、できれば自社ホームページでもリンクして同じ情報を掲載されることをお勧めしています(Q13参照)。

目次へ

- Q6「さんぱいくん」に情報を載せるのは無料ですか?どのように手続きをしたらよいですか?
- A6 情報を載せたり、情報を書き換えたり(更新)することは無料ですが、処理業者ご自身による操作をお願いしています。インターネットを見るなどの基本的な操作の知識があれば大丈夫です。個々の処理業者に情報を公表できる専用ページを提供しますので、手続きは下記リンク先をご覧ください(いずれも「さんぱいくん」内ホームページ)。
 - ・<u>新規ユーザー登録ページ</u>(リンク先ページの下から2番目「新規ユーザー登録」を更にクリックしてください)
 - 新規ユーザー登録の説明資料

目次へ

- Q7 情報公表する内容は、具体的にはどのようなものにしたらよいですか?
- A7 <u>運用マニュアル</u>で、公表事項毎に内容やまとめ方が規定されています。よく読んで作成 してください。

目次へ

- Q8 さんぱいくんの操作マニュアルはありますか?貼り付けた画像ファイルを差替える手順は?
- A8 優良認定制度のための情報を公表する手順は、次のマニュアルをご覧ください(一部に 画像の古いものがありますが、操作手順は同じです)。

・優良産廃処理業者認定制度さんぱいくん情報登録方法

貼り付けた画像ファイルを差替える手順は、このマニュアルの 2 ページ(C)添付ファイルを指定する項目について、をご覧ください。

※ご利用のパソコンのブラウザの設定により、実際には PDF ファイルが差し替わって いても、削除したはずの PDF ファイルがパソコンにコピーとして残されていて、削除した はずの PDF ファイルが表示される場合があります。マニュアルの 21 枚目「「さんぱいくん」 で公表している PDF ファイルが差し替わらない現象について」の解決策をお試しくださ い。

その他、優良認定制度に関わらず情報を公表する手順は、次のマニュアルをご覧ください。

「会社情報」データ登録・変更方法

担当者のメールアドレス(産廃短信の送信先)の変更は、「会社情報」変更です。

・「許可情報」データ登録・変更方法

さんぱいくんで許可情報等より検索されるためには、「許可情報」登録が必要です。

「営業所情報」データ登録・変更方法
 本社以外の営業所や処理施設の連絡先等は、こちらの手順で登録・公表できます。

目次へ

- Q9 許可証の写しを公表して、悪用されないのでしょうか?
- A9 平成 17 年 4 月より、旧優良性評価制度に基づいて多くの処理業者の方が許可証の写し を公表しており、公表した処理業者の方が被害を受けた報告はございませんが、許可 証の写しの掲載に当たっては、「コピー不可」「複写禁止」等、悪用防止のための表示を 入れてください。

目次へ

Q10許可証の写しが何十枚もあるのですが、ファイルサイズは上限容量いくつですか?

A10 許可証に限らず、画像を添付できる欄は 1 箇所につき 8MB (8,000KB)までの PDF、JPEG、 GIF、PNG ファイルを 1 つ張付けることができます。8MB を超えてしまった場合は、以下 のいくつかの方法を試して容量を小さくしてください。

※許可検索用の添付は 250KB までです。

- ・スキャナーの設定は、モノクロ(白黒)、画質は読める程度に粗くする(画素数を少なく)。
- ・許可証を一旦は B5 サイズでコピーしてから、スキャナーで読み込む(ただし、文字が読め る精度であることを確認すること)。
- アドビ社の PDF 編集ソフトを持っている場合は、スキャナーで読み込んだ PDF ファイルを 開いて、「ファイルサイズを縮小」や「ファイルを最適化」する操作をして、上書き保存をす ると、容量が小さくなる場合があります。
- アドビ社の PDF 編集ソフトを用いて、複数の PDF ファイルを結合して1つのファイルとした
 場合は、容量が大きくなりがちなので、一部の許可証を差替える場合にも、全ての許可
 証を再度スキャナーで読み込む。

目次へ

Q11 低公害車の定義は何ですか?

A11 低公害車の定義には、排ガスと燃費の2つがあります。

排ガスについては、平成 17 年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い(良い)も

のを指し、その見方は<u>運用マニュアル</u>の 30 ページをご覧ください。燃費については平成 27 年燃費基準達成車を指し、その見方は自動車検査証の「備考」欄に、該当する車両 の場合には記載があるので確認します。

低公害車については、導入状況を公表しますので、詳しい定義は運用マニュアルの24 ページ1行目からご覧ください。

目次へ

Q12 財務諸表は何を公表したらよいのですか?

A12 法人の方は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を公表 します。詳しくは運用マニュアルの 57 ページをご覧ください。

目次へ

Q13 環境配慮の取り組みにおける認証の取得範囲について教えてください

A13 申請先自治体に事業所がない場合には、他自治体の事業所が範囲内であれば条件を 満たします。申請先自治体に複数の事業所がある場合、1ヵ所で認証されていればよいこと になっています。運用マニュアルの 68 ページをご確認ください。

目次へ

- Q14「さんぱいくん」に公表した情報は、自社のホームページから表示(リンク)させることはで きますか?
- A14 リンクさせることはできますが、下記のアドレスの最後に、御社の「さんぱいくん」固有の 会社番号をつけたものを使ってください。自治体への認定申請の際にも、このアドレスを ご利用ください。

http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u2.php?UserID=さんぱいくん会社番号 それ以外のアドレスや「さんぱいくん」からクリックして表示した御社の公表ページのア ドレスを使っても、システム更新等により、そのリンクはいずれ表示されなくなりますので ご注意ください。

- 御社の「さんぱいくん」固有の会社番号を確認する方法と活用
- <u>業者番号・処理業者名による処理業者検索</u>をクリックして、処理業者名の欄に会社 名(一部でも可)を入力
- ② 検索結果の一覧にある、自社の会社名をクリック
- ③ 表示された画面で下図〇の箇所が、「さんぱいくん」固有の会社番号
- ④ 上記のアドレスの最後に「さんぱいくん」固有の会社番号を付けたものを活用

(例)http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u2.php?UserID=70197



目次へ